

サクラポート力石 指定通所介護・介護予防日常生活支援総合事業

運営規定

(事業の目的)

第1条 メディカルケア株式会社が開設するサクラポート力石(以下、「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び介護予防日常生活支援総合事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者(以下、「従業者」という。)が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下、「利用者」という。)に対し適正な事業を提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次に掲げるところとする。

- (1) 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。
- (2) 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (3) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 サクラポート力石
- (2) 所在地 長野県千曲市力石 485-4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、事業の申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把

握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、その減退を防止する訓練を行う。
- (5) 介護職員 2名以上
介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(営業日、営業時間)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。
- (4) 延長時間 午前7時から午前9時及び午後5時から午後9時までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、25名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 事業者が行う指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活についての相談、助言
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練
- (4) 食事の提供
- (5) 入浴
- (6) 必要な日常生活上の世話
- (7) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定受領サービスであるときは、その額に「介護保険負担割合証」による自己負担割合を乗じた額とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができる。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎要する費用 通常の事業の実施地域を超えてから、おおむね片道1キロメートルごとに25円
- (2) 食事・おやつ提供に要する費用 昼食1食600円、おやつ1回50円

- (3) おむつ代 実費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、千曲市、坂城町、長野市(篠ノ井地区・松代地区)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用当日の健康状態を従業者と確認すること。
- (2) サービス提供を受ける際に医師の指示がある場合は事前に申告すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護に当たる従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族や主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、非常災害時に千曲坂城消防本部戸倉上山田消防署及び千曲市高齢福祉課へ速やかに通報ができるように体制を確保し、協力・連携体制を図るため上記訓練のうち年1回は消防署員の協力のもと訓練を行う。

(苦情処理)

第13条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに務めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第17条 事業所は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、指定通所介護にあたる従業員の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成するものとする。

2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約時に取り交わすものとする。

4 事業者は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定通所介護を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はメディカルケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、2024年4月1日から施行する。